

第3回 ウラノス・エコシステムの拡大及び相互運用性確保のためのトラスト研究会

- 日時：令和7年1月31日（金）09：00～11：00
- 場所：経済産業省本館17階国際会議室（Web会議システム併用）

○議事：

1. 開会
2. 事務局資料説明
3. 藤原構成員説明
4. 古田構成員説明
5. 伊藤構成員説明
6. 安井構成員説明
7. 丹波構成員代理折原様説明
8. デジタル庁説明
9. 事務局からの論点提起
10. 各構成員発言
11. 総括、今後の予定

○議事概要：

議事10における各構成員の発言（要旨）は次のとおり。

【構成員1】

- ・ 論点1について、基本的な方向性には賛成である。特に、様々な分野のユースケースについて3つの視点を備えて包括的に整理する方向性が良いと思う。すなわち、(1) ツールやシステム、(2) 規格やルール、(3) ビジネスモデルである。また、サイバー空間のデータの流れと現実空間のモノの流れを、どのように、そしてどの程度一致させるべきかを議論いただいたと理解している。
- ・ そのうえで、リスクは受け手によって異なるが、本研究で議論しているリスクは、アーキテクトにとってのリスクであり、エンドユーザー目線のリスクではない旨は明記する方が良い。また、重大性や発生頻度を踏まえたリスクアセスメントは今後の課題として明記いただく方が良い。
- ・ 論点2について、基本的方向性は賛成であるそのうえで、取りまとめ骨子の5-2において、特に東南アジア・ASEAN地域との連携を念頭に、「国際的な相互運用性」についてもあり方を示していただきたい。また、5-2においては、既に「官のベースレジストリを基にしたトラスト確保」という記述があるが、官民連携についても取り扱っていただきたい。政府が一元的に担当すべき部分と、政府が場づくりを担当して企業の取組を後押しする部分について分けて検討いただけるとよいと考える。

【構成員2】

- ・ 認証認可や法人確認の仕組みを整理し、スケーラブルに適用できる要件を抽出することが重要である。また、電子契約においては悪意ある攻撃者を想定し、安全性のレベルや対策を検討する必要がある。データのやり取りの安全性確保、本人確認や情報の揺らぎに対してもトラストの視点から共通基盤を抽出することが求められる。

- ・ デジタル庁の説明は公的な法人認証の整備に関する参考になると考える。総じて政府が関与するトラストの共通基盤を整備する方法について、本研究会で検討すべきである。

【構成員 3】

- ・ DFFTを目指して、ウラノス・エコシステム内での共通かつ最小限の構成となるトラストを検討すべきであり、取りまとめ骨子案には異論はない。電子署名法やGビズIDなどの現在ある法制度や仕組みを活用すること前提とすべきであると考え。一方で、データ主権の文脈ではDigital Identity Walletの法人版の検討を進める必要があると認識している。

【構成員 4】

- ・ 欧州のデータスペースとeIDAS、特にeIDAS 2.0の関係を见ていると、ウラノス・エコシステムにおいて提供されるアーキテクチャの中で欠けている可能性があるトラストアーキテクチャがどうあるべきか、考える必要があると感じている。
- ・ 本日のユースケースはどれも非常に好事例と考えている。トラストは場（スペース）への依存性が強いという状況は日本も欧州も変わらないが、欧州のデータスペースでは、様々なユースケースの中で共通部分の括り出した上でトラストの考え方に関して、アーキテクチャ化・標準化が進んでおり、この点で日本とは状況が異なっている。この状況の違い、ギャップが存在していることは理解しておく必要がある。
- ・ 日本で運用されている法人IDの仕組みは、マイナンバーのCtoGと同様のBtoGの仕組みであって、欧州データスペースで用いられているBtoBの仕組みとの間にはギャップがあることから、その部分の分析を実施することが望ましいと思う。

【構成員 5】

- ・ エンティティのトラストについて、まとめとして官のベースレジストリへの言及があるが、一般に、ものの特定（アイデンティティ）は属性の集合体であるということに立ち返り、ベースレジストリに限らず、例えば信用情報等、もう少し拡大して多面的に考えるべきではないかと考えている。
- ・ 場の構造について、本日紹介のあったユースケースにおける場はヒエラルキー的であるが、国際間での連携や協調領域での連携に際しては、もう少しヒエラルキー的でない場についても十分考慮すべきではないかと思う。
- ・ 場のトラストアンカーを考えた場合、ヒエラルキー的な場を想定すると、単純にトラストアンカーを定義することができるが、国際間での連携や協調領域での連携に際しては、ヒエラルキー的でない場におけるトラストアンカーの中立性・完全性をどのように定義するかが難しい問題となるため、この点をもう少し深掘りできると良い。
- ・ GビズIDについては、その実装の一例であるが、人や法人の認証だけでなく、今後、システム間の認証をどのように行うべきかという部分の研究が必要になると考えている。

【構成員 6】

- ・ 本日紹介のあったユースケースにおいては、今見えている範囲を中心としてトラストが考えられているが、将来的なユースケースの拡張において、参加者の増加や性悪説に立った管理の必要が生じた場合等を考慮し、どのようにトラストを考えていくべきかを整理する必要があると思う。また、一個のデータスペース内部での連携のみ想定されていると思うが、データスペースを跨いだ連携が行われる場合にどのようなトラストが要求されるかという検討も必要になる。
- ・ 場のトラストについては、例えば利用登録を行うシーンと、登録が済み運用が行われているシーンとでそれぞれどのように考えるのかという考慮が必要である。また、パブリックセクターとしてはどの範囲まで担保し、プライベートセクターたる事業者（連携基盤の運営事業者等）がどこまで責任を負うのかといった責任分界に関して、もう少し分解能を上げた議論が必要になると思う。

【構成員 7】

- ・ トラストの概念は広範だが、なりすましの防止に焦点を当てて議論すべきと考える。特に、詐欺やサイバー攻撃、情報の窃取等のリスク低減のため、分散型グローバルなデータ通信ネットワークにおけるなりすましの防止について議論の必要性が高い。
- ・ 分散型ネットワークでは、企業間のPtoP通信だけでなく、AIによる機械同士の通信が行われる。そのため、通信前に相手の国・身元を相互確認・検証する手段が必要となる。その一例が、DIDやVC、デジタルアイデンティティウォレット（DIW）に代表される分散型トラスト基盤であり、各国で法制度・標準化が進んでいる。Catena-Xでは、法人登録簿を確認の上、資格認定を受けた企業のみがVCをDIWに格納し、通信やポータルログインが可能となる仕組みが導入されている。同様の仕組みを日本企業にも適用できるよう、本研究会で方針を打ち出せると良い。

【構成員 8】

- ・ 本日のユースケースは、信頼関係のある業界内でのデータ交換が前提であったが、今後様々なプレイヤーが参加すると、単一の規約に従わないケースも出てくる。その際、相互認証の仕組みとしてトラストの技術が重要になり、本研究会で類型化できると良い。業界ごとに異なる要件があるのは問題ないが、本研究会において、共通部分を整理することを期待している。実装方法に関しては、色々な方法があり得ると思うので、可能な限り制約はかけない方が良い。また、Gaia-Xのように国家機関が推進主体ではない例もあるため、国際標準に従うだけでなく、我が国が標準化を主導すべきである。

【構成員 9】

- ・ マルチセクターでデータ連携することを考えなければならない。これまで利害関係になかった事業者との間で、トラストのあるデータの連携を可能にする仕組み

を整備すべきである。

- ・ 取りまとめについて、来年度にすべきことを明確にすべきである。トラストフレームワークの検討を行うべきであると考え。検討にあたっては、法制度や認定制度等の整備が必要であると思われるが、担当省庁を明示しなければ、空回りしてしまう。

【構成員10】

- ・ 論点1について、妥当な方向性であると考え。一方で、ユースケース固有の要件を精緻化や、官民連携による実証等を通じた更なる検討を推進する必要があると考える。
- ・ 貿易金融の分野では、書類の偽造や情報の非対称性、国際規格の不一致がリスクとして挙げられるが、ブロックチェーンを活用すれば、文書の改竄防止、データの真正性の保証、事業者の信頼性の確保が可能である。例えば、船荷証券をブロックチェーンで管理することで、改竄リスクの大幅な低減や、輸出入双方の組織や関連機関による確認プロセスの簡略化が期待される。
- ・ 論点2について、取りまとめの構成としては適切と考える。今後は、各ユースケースで蓄積した議論を反映させて、法制度、技術的標準等の具体策に繋げることが重要であると考え。

【構成員11】

- ・ 論点1について、「官のベースレジストリの活用の可能性」という点に同意する。手作業による運用は、規模のスケールや信用力の観点からデジタル化が不可欠である。一方で、デジタル化のツールだけでなく、ルール面も含めて、必要なトラストの強度やスコープをしっかりと議論すべきである。
- ・ 論点2については賛成。今後中身を詰める議論をする必要がある。将来の成長モデル・発展モデルを描き、事業者の取組をしっかりと支えることが必要である。業界横断のデータ連携の敷居を下げられるように、ウラノス・エコシステムを活用できれば良いと考える。

【構成員12】

- ・ 現在は既に契約が存在する企業間でデータ連携を行っているが、将来を見据えると、不特定多数の企業とのデータ連携においては更なるトラストが必要である。その際、「官のベースレジストリ」があれば、非常に有益なので、ぜひ整備を進めていただき、活用させていただきたい。

【構成員13】

- ・ 他の産業の取組を参考にしながら、より良いサービスを実現するユースケースを作っていきたいと考える。本研究会の取りまとめにおいては、ウラノス・エコシステムの目指すべき方向性や活用方法が示されると好ましい。

【構成員14】

- ・ 論点1について同意する。認証について、全員が低コストで使えるような仕組みになれば、非常に高い効果が期待できる。一方で、ある程度の強制力が伴わなければ、実効性が担保できないので、社会全体のコンセンサスが得られるような仕組みの検討が必要である。また同じ場所、同じ契約でも実態として使っている事業者や目的が異なることがある。登録するデータの範囲の設定、情報の鮮度を維持するためのコストを考慮した仕組みが必要である。

【構成員15】

- ・ 論点1について賛同する。今後のデータ利活用の観点では、生成AIの活用が加速度的に増えてくることが想定される。事業者のトラストだけでなく、生成AIの活用に対するトラストも重要ではないかと考える。また、分野間のデータ連携についても、データの品質・精度・相互運用に関する標準化やルール化が必要ではないかと思われる。
- ・ 論点2について賛同する。取りまとめでは、何を以てウラノス・エコシステムと言うのか、という示唆をいただきたい。そうすれば、ガイドライン作成の動きが進むとともに、ウラノス・エコシステムへの参画を検討する事業者においてシステム設計が進むと思われる。

【構成員16】

- ・ グローバルなデータ連携を実現すること、そして実現するために政府が役割を果たすことが重要であるというコメントが多かった。
- ・ まず初めに取り組むべきこととして、トラストのアンカーポイントと、データスペース間でのデータ連携も目指すのかという点をデザインして実装する必要があるというご指摘があった。また、ウラノス・エコシステムのアーキテクチャとしては、今ある仕組みを活用しつつも、固執すべきではないという指摘もあった。
- ・ 優先度が高いタスクを明確にするとともに、その次に何に取り組むのかという点を整理することが重要であるというご意見があった。

以上